

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 様

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見

平成16年厚生年金法の改正により、厚生年金基金が負う債務は、上乗せ部分については数理債務(将来の給付現価から将来の標準掛金による収入現価を控除して算出される。)、代行部分については最低責任準備金となることが明らかになった(実務対応報告公開草案第21号のQ1のAただし書きより。)。

以上のように、責委員会においても、企業の代行部分に対する責任が変化したことは認めていることでもあり、退職給付会計基準における代行部分の取り扱いについては早急に見直すことを要望する。

当基金の意見としては、厚生年金基金を設立している企業の基金の代行部分について、最低責任準備金を超えて負担を行うことが無くなつたことから、本公開草案に反対し、代行部分を退職給付会計の枠組みから除外するか、もしくは退職給付会計基準の対象とするのであれば、代行部分の債務を最低責任準備金とすべきである。

平成18年4月28日

外食産業ジェフ厚生年金基金